

# 山形県薬事審議会条例

昭和37年3月30日山形県条例第16号

(設置)

**第1条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき山形県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。

- (1) 薬事衛生の啓発指導に関すること
- (2) 医薬品等の取扱いの適正化に関すること
- (3) 医薬品等の生産振興に関すること
- (4) 医薬品等の円滑な流通に関すること
- (5) その他薬事に関する重要事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員12人以内をもつて組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 薬事関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第7条** 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。